

組合に入ろう！
組合に相談を！

かしな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

第4次ロックアウト解雇 全面勝利判決!



2017年3月8日、東京地裁は第4次ロックアウト解雇裁判原告(1人)に対し、解雇無効、社員としての地位を認め、解雇日に遡って現在までの賃金を支払うよう命令しました。第4次の原告は14年3月に解雇され、同年7月に提訴していました。

ロックアウト解雇裁判
2012年7月に始まったロックアウト解雇。裁判提訴は第1次から第5次まであり、合計11人が原告となっています。昨年3月の第1次・第2次(5人)の全面勝利判決に続き、今回で6人目の勝訴となります。現在、第1次・第2次裁判は高裁で争われています。また、第3次・第5次あわせて5人の原告も勝利を確認して引き続きたたかっています。

第4次裁判の争点
会社は解雇理由を個人の業績不良だとしていましたが、組合側は明らかに人員削減の一環での解雇だと主張。いわゆる「整理解雇の4要件」を満たせない会社が業績不良という口実をでっちあげて解雇したと批判してきました。

裁判所は「組織的なものとして人員削減を行っていたことは認められる」と認定。さらに「業務に重大な回復困難な支障や損失を与えるものであったとまでは認められない」とし、解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当といえないから、権利乱用として無効だとしました。

「勇気を出して」と原告
記者会見では日本IBM支部弁護士団より「判決はささいな点を認めたが、それだけでは解雇できないとした点が日本の雇用を守る判決だ」と評価し、「現在の状況から、原告の職場復帰を強く求めている」と語りました。原告からは「勇気を奮って組合に入れば道は開ける」と力強いメッセージが発せられました。

厚労省で記者会見する弁護士団とJMITU代表



◇組合代表メールアドレスが変わりました。 e-mailアドレス kumiai@jmitu-ibm.org

すべての労働者の賃上げを

17春闘へ金属労働者のつどい

金属労働者のつどいが3月5日、東京と大阪の東西で開かれました。大阪での集会には1000人が参加、東京・上野公園野外ステージで開かれた東日本集会には1200人が参加しました。主催者あいさつをした生熊実行委員長(JMITU委員長)は、



皆で舌鼓を打った鶏の丸焼き



支援を訴える大岡委員長と争議団の仲間たち

「将来の人生設計ができる納得できる賃上げをめざそう」とよびかけるとともに、過労死基準まで残業を認める政府の「働かせ方改悪」について、「ありえない」と厳しく批判。争議団を代表してIBM支部の大岡委員長が、「争議の全面解決のためみなさんの支援をお願いします」と訴えました。

その後、荏原エイサー隊を先頭に、「大幅賃上げで景気回復を」「日本IBMはロックアウト解雇をやめろ!」の横断幕を持ち、観光客などまでにぎわう上野の商店街をパレードしました。

終了後に交流会を行い、鶏の丸焼きをみんなでおいしくいただきながら交流を図り、楽しい時間を過ごしました。日本IBMのたたかいの連帯を広め団結を強めた一日でした。

IBMはロックアウト解雇を撤回しろ! 4・19日本IBM大包囲行動

2017年4月19日(水)

17:45-18:15 IBM本社前行動

(金属反合同行動)

18:20-18:50 人形町デモ行進



主催: 日本IBM解雇撤回闘争支援全国連絡会
連絡先: JMITU日本IBM支部 東京都港区赤坂2-20-6川瀬ビル5F

Tel: 03-3583-9037 e-mail: kumiai@jmitu-ibm.org

一昨年、海底の戦艦武蔵を某IT長者が発見した記事があった。武蔵が撃沈されたレイテ沖海戦で連合艦隊は壊滅状態になった。この時点で敗戦を覚悟した戦争指導者も多いという▼しかし積極的に終戦に動くことはなかった。この時戦争を止めていれば、日本全土が焦土と化し、多くの罪のない民間人が犠牲になることはなかった。当時の日本の戦争指導者は戦争を止める勇気に欠けていた▼ロックアウト解雇裁判は、判決の出た原告6人全員の解雇無効が認められた。会社の過ちは明らかになり、太平洋戦争の戦局と同様、もはや挽回は不可能である▼過ちを正すのに遅すぎることはない。会社は速やかに勇気をもって争議の全面解決を決断するべきである。さもなければIBMのブランドイメージが回復することはないであろう。

★本誌掲載記事の無断掲載・複写を禁じます。



次に解雇の3、4年前の田中さんのPBCが連

た。摘されることを指した。田中さんは解雇し

組合なんでも相談窓口

事業所名	職場名	氏名	電話番号
本 社	TSDL. ISEL・System技術	大岡 義久	1712-5175
本 社	GTS. ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
幕 張	価格計画. S&D価格計画	石原 隆行	205-6483
名古屋	GBS. インダストリアル・アプリケーション開発	板倉 浩	205-2205
大 阪	GFS. 西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	205-6320
大 阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	205-5204
組 合 事務 連絡先	TEL.03-3583-9037(月～金 13時～16時) FAX:03-5562-0853 メール:kumiai@jmitu-ibm.org 組合ホームページ: http://www.jmitu-ibm.org/		

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

法律相談	労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます(お手数ですが電話予約をお願いします)
東京法律事務所	弁護士 水口 洋介、今泉 義竜、本田 伊孝 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビルTEL:03-3355-0611(代) Web: http://tokyolaw.jp/
旬報法律事務所	弁護士 大熊 政一、山内 一浩、並木 陽介、細永 貴子 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル6階受付7FTEL:03-3380-5311(代) Web: http://jnpoo.org/
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚 神奈川県横浜市中区太田町1-10 NGS太田町ビル5階 TEL:045-222-7577

2017年3月9日に東京地裁709号法廷で、2015年4月にロックアウト解雇された第5次裁判原告の田中純さん関連の証人尋問が行われました。解雇7年前の所属長の小笠原吉啓担当、解雇3年前の小林伸子チームリーダーと解雇当時の所属長の武内聡公担当、

まず小笠原担当と小林チームリーダーが証言しましたが、いずれも解雇3年以上前の話であり、説得力がありませんでした。それどころか小林チー

次に組合側弁護士が解雇2年前の2013年のPBCについて質問しました。総評で「サポートに感謝します」と書いてあることを指摘した上で、面談では「絶対評価だから3になったが、絶対評価なら2です」と言ったのではないかと追及しました。武内担当が否定すると、組合側弁護士は録音反訳書(司法協会が作成した、裁判の証拠になるテープ起こし)を示し、「絶対評価というこ

なればならないほど悪い業績ではなかったと、解雇当時の所属長が認めた瞬間でした。最後に田中さん自身が証言台に立ち、5歳の娘を抱えて、不当に解雇された無念さ、将来への不安を訴えました。会社側弁護士は反対尋問で、解雇10年前の2004年の話を持出しましたが、「そんな昔の話を持ち出さないと解雇の有効性を証明できないのか」との

前日の第4次ロックアウト解雇裁判の解雇無効の全面勝利判決に加えて、この証人尋問で第5次裁判の勝利も確信しました。組合は全てのロックアウト解雇裁判に勝利し、原告全員の職場復帰を目指して、最後まで闘っています。

裁判報告

解雇理由のねつ造明らか

ロックアウト解雇5次・証人尋問

会社側証人説得力なし

会社側証言が反転

第5次も勝利を確信

声 明 (要 旨)

日本IBMのロックアウト解雇、三たび断罪！

2017年3月8日

JMITU (日本金属製造情報通信労働組合)
JMITU 日本アイビーエム支部
IBMロックアウト解雇事件弁護団

1 東京地裁民事第11部(佐々木宗啓裁判長)は、本日、日本IBMのしたロックアウト解雇を無効として、原告(1名)につき地位確認及び賃金支払いを命ずる原告全面勝訴の判決を言い渡した。東京地裁は、我が国の解雇規制法理を無視した日本IBMの乱暴な解雇を断罪したものである。

2 日本IBMは、2012年7月以降、ロックアウト解雇を開始した。それ以前会社は、2008年末以降、執拗な退職勧奨によって1300人もの労働者を退職させていたが、業績不良を理由とする解雇は一切行っていなかった。ところが、2012年に米国本社から派遣された外国人社長が就任した直後から本件と同様のロックアウト解雇が連発されたのである。

2012年7月～10月にかけて11名、2013年5月～6月に15名、2014年3月に4名、2015年3月～4月に5名の組合員を解雇した。これ以外に非組合員15名も解雇通告されている。本件4次訴訟の原告は2014年3月に解雇された組合員であるが、他にも10名の解雇された組合員が地位確認訴訟を提起しており、そのうち1次・2次訴訟(原告合計5名)については昨年3月28日に東京地裁が原告全員勝訴の判決を下し、現在東京高裁に係属している。日本IBMのロックアウト解雇は、今回の東京地裁判決によって三たび断罪されたことになる。

3 本件解雇を含む日本IBMのロックアウト解雇の特徴は、第1に、原告ら被解雇者が長年にわたり日本IBMに勤務してきた労働者であり、会社が主張するような業績不良や改善見込みがないなどという事実はないにもかかわらず、人員削減と労働者の「新陳代謝」を図るために、業績不良という口実をでっちあげて解雇したものであることである。被解雇通告者に交付した解雇理由書に一律に「業績が低い状態にあり、改善の見込みがない」なる抽象的な理由が同一文言で記載されているのみであったことはこのことを裏付けている。

第2に、20年以上勤務してきた原告らを突然呼び出して解雇を通告し、その直後に同僚に挨拶をする間も与えずに社外に追い出す(ロックアウト)という乱暴な態様のものであることである。本件ロックアウト解雇は、まさに米国流の「解雇自由」に基づくIBMによる日本の解雇規制法理に対する挑戦であった。

4 東京地裁は、解雇の有効性について、原告に業績不良があるとしたが、「被告ないし所属部署の業務に重大なあるいは回復困難な支障ないし損失を与えるものであったとはいえない」「PBC評価は相対的な評価であるところ、直近の評価は3で一番下ではない」「他の部門ないし部署への配置転換による社内での処遇が困難であったと認められない」などからすれば、「原告の執務上の対応の不適切さが解雇を検討すべきほどまでに重大な程度に至っているとは認めがたく、今一度その適性にあった職への配置転換や業務上の措置を講ずることを検討すべきであった」として、「本件解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であるとは認められないから、権利濫用として無効というべきである」と断じた。IBMによる日本の解雇規制法理への攻撃を退けた点において高く評価できるものである。

5 解雇訴訟については、上記の1次・2次訴訟のほか、3次訴訟について現在和解協議が行われている。そして、本日の4次訴訟勝訴判決により、一連のロックアウト解雇が無効であることが改めて明らかになった。また、労働者に対する大幅な賃金減額を争った1次訴訟において、日本IBMは2015年11月に極めて異例の請求認諾をし、現在闘われている賃金減額2次訴訟でも和解に向けた協議が始まっている。

我々は、日本IBMに対し、本件4次訴訟の控訴を断念し、直ちに解雇を撤回して原告を復職させるよう強く要求するとともに、5次を含む一連のロックアウト解雇訴訟、賃金減額2次訴訟、都労委での不当労働行為救済申立事件の全面解決を、強く求めるものである。

以上

★「かいな」の最新記事がメールで読めます。組合ホームページでメールアドレスを登録するだけでOK。